

現代都市における住宅問題

—「住宅難」と「居住者難」—

東京大学 祐成 保志

1. 問題意識

1963 年、日本の人口は 9,616 万人、世帯数は 2,182 万だった。住宅数は 2,109 万戸で、世帯数と住宅数はほぼ釣り合っていた。2013 年の人口は 1 億 2,730 万人、世帯数は 5,246 万となった。2013 年の住宅数は 6,063 万戸。そして全国の住宅の延べ面積（居住世帯がいる住宅のみ）の合計は 49.5 億㎡とされる。住宅の総面積は半世紀で 3 倍以上、一人あたりの面積では 2.5 倍に拡大した。それ以外に、約 800 万戸ともいわれる空き家が存在する。一方、2050 年の人口は 1963 年の人口とほぼ同じ 9,700 万人程度と推計されている。住宅ストックの余剰が累積し、あえて名付ければ、「居住者難」とでも呼ぶべき事態が到来しつつある。

2. 視点

今和次郎は、敗戦から間もない 1945 年 12 月、『住生活』と題する著書を発表した。同書は、戦災による未曾有の住宅喪失という現実をふまえて、住生活の構成要素の分析を試みたものである。住むことのなかには多様な行為が混在しており、それぞれの行為が住宅・生活財のデザインや配置と緊密に結びつき、人生もしくは日常のなかで長短さまざまなリズムをもって繰り返される。戦争は、人々から安定した住生活のパターンを奪う。ここで注目したいのは、物資と人手が極度に欠乏する状況では、貨幣よりも「時間」こそが貴重な資源となるとの指摘である。『住生活』を特徴づけるのは、「生産」の過程として住むことをとらえる視点である。それは、住宅内での労働力の浪費を食い止め、その生産性を向上させる手段として、国家による住宅供給を正当化した西山卯三『住宅問題』（1942 年）の視点とも重なり合うものである。

3. 考察

「住宅建設計画法」（1966 年）が廃止され、「住生活基本法」（2006 年）、「住宅セーフティネット法」（2007 年）が制定されてから約 10 年が経過した。住宅セーフティネット法は、市場で不利な立場にある「住宅確保要配慮者」を民間賃貸住宅で受け入れることを目指し、「居住支援」という概念を導入した。居住支援の実践が照準するのは、住宅（ハウジング）と住まい（ホーム）のあいだに生じる空隙である。これを埋めるのは、不定形で微細な仕事（サービス）である。住宅確保要配慮者とは、必要とするサービスを自らの手で調達するのが難しい状態にある人に他ならない。本報告では、東京のインナーエリアにおける居住支援の展開に着目し、「住宅難」への対処と「居住者難」への対処がいかに接続されているかを考察する。

文献

今和次郎 1945 『住生活』 乾元社

西山卯三 1942 『住宅問題』 相模書房